

第394回

五島海区漁業調整委員会議事録

月 日：令和4年8月17日（水）

場 所：五島振興局4階B会議室
長崎県五島市福江町7番1号

第394回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和4年8月17日(水) 9時45分から11時32分まで
 2. 開催場所 : 五島振興局4階B会議室
長崎県五島市福江町7番1号
 3. 開催通知 : 令和4年8月8日(月)
【発送年月日: 令和4年8月9日(火)】
 4. 公示日 : 令和4年8月9日(火)
 5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、壱岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に公示を依頼した。
 6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
 7. 欠席委員 : なし
 8. 臨席者 : 漁業振興課 石田主任技師
 9. 事務局 : 大隈事務局次長、水田係長、中島書記
 10. 議題 :
 - 第1号議案 区画漁業の免許について(諮問)
 - 第2号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問)
 - 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - 第4号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)
 - 第5号議案 五島海区漁業調整委員会指示について
 - 第6号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
- その他

第394回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和4年8月17日（水）9時45分から11時32分まで
場所：五島振興局4階B会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	定刻となりましたので、ただいまから、第394回五島海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	(挨拶)
事務局	ありがとうございました。 なお、本日は議案についての説明のため、長崎県水産部漁業振興課から石田主任技師が出席していますのでご紹介します。
石田主任技師	(挨拶)
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は10名の委員が出席されています。出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「高山委員」と「有川町漁業協同組合委員」にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「高山委員」と「有川町漁業協同組合委員」をお願いします。
熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 区画漁業の免許について（諮問） 第2号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成（栽培漁業）に関する基本計画」の策定について（諮問） 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）

第4号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

第5号議案 五島海区漁業調整委員会指示について

第6号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

熊川会長 それでは、第1号議案 区画漁業の免許について（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2ページをご覧ください。
県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
（諮問文朗読）
（資料説明）
以上で説明を終わります。

熊川会長 ただいま、第1号議案について説明がありました。何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

吉村委員 ちょっといいですか。この免許は今年9月からとなります。この漁業権は来年の一斉切替の際、他の漁業権と同じように、ゼロからのスタート即ち、来年度やり直しとなるのか。

事務局 ご指摘のとおり、この漁業権の期間は1年間であり、来年度の一斉切替の際には他の漁業権と同じように漁場計画も立て直すこととなります。

熊川会長 他に意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第1号議案 区画漁業の免許について（諮問）につきまして、若松町中央漁業協同組合関係の5件、五区計第545号、1120号、1510号、1511号、1512号の区画漁業の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、若松町中央漁業協同組合関係の5件の免許申請については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり免許して

差し支えない旨、答申することに決定します。

以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長

続いて、

第2号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問)を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

お手元の資料10ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

(資料説明)

熊川会長

第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

太田会長代理

第8次長崎県栽培漁業基本計画(案)に異存はないが、1つ付け加えて、海水の酸性の進行に関する調査も入れ込んでいくべきではないかと考える。理由だが、磯焼け対策やアワビの放流にしても、酸性化が進むことの影響が出てくると思う。五島海区の中でもきちんと調査しておくべきではないかと思う。放流数をどうするだけではなく、必要な予算は取っていないと、今後に繋がらなくなると思う。

石田主任技師

近年の環境変化に対応した施策を入れ込んだ方が良いのではないかと、というご意見だったと思います。酸性化は海域によって、影響があることも聞いております。酸性化が五島海域でこういった現状で広がっているのかは把握していませんが、環境を所轄する部署へ、委員から頂いた意見を伝えて、かつ、栽培漁業において、環境変化への対応がどれだけ出来るか検討していきたいと思います。

熊川会長

別の課でも同じ水産業だから必要なことではないか。
事務局はどう考えるのか。

事務局

海洋環境の変化に関連して言えば、水産試験場の方で藻場のモニタリングもしていますし、漁港漁場課の担当班では藻場の造成とかもありますので、環境状況の変化も調べております。担当部署と協力しながら、環境状況の変化も踏まえたいうえで、栽培漁業の運用を図っていくという考え方で

よろしいでしょうか。

石田主任技師 事務局のおっしゃるとおりで、結構です。

熊川会長 環境変化について、ご意見があったこと、受け留めて頂きたい。

草野委員 栽培対象種だが、温暖化が進む中で、魚種が大して変化していない。どういった基準で魚種を選定しているのか。何故、ホシガレイは第8次基本計画から外れたのか、説明をお願いします。

石田主任技師 対象種は①基本的に漁業者のニーズがあって、②市・町で供給できないものを県の栽培漁業センターで生産して供給するものであること、③県として放流効果の実証事業（放流効果、放流適地等）を行っているもの、を位置付けています。

ホシガレイを第8次から外したことですが、ホシガレイは長年有明海で放流をし続けてきました。しかし、漁獲量は減少しており、放流魚の混入率は一方的に上がってきています。天然資源が少なくなり、漁獲物のほとんどが放流魚になっています。放流しても、放流魚が産卵に関与していないか、産卵したとしても稚魚が育ってない等の、状況が考えられました。ホシガレイは冷水帯の魚であり、近年の海水温上昇等もあり、環境変化の影響も受けているものと推察されます。今後、放流を続けても、資源が増えることは難しいのかな、ということで、ホシガレイは断念し、他の魚種で重点化を図ることで、今回外しております。

草野委員 環境変化で成果が出ないのであれば、環境に適した種を放流する、という所まで探るべきである。アワビだって海藻がないのに、昔からズルズルと放流をしている。どこに放流した方が良いかも含めて、検討の余地があると思う。

熊川会長 大事なことだと思う。県は放流効果も分かっていると思う。今はどうなのかも含めて説明して下さい。

草野委員 ちなみに県内で、アワビ放流効果のあった地域はあるのか。

石田主任技師 藻場がある所では、一定の放流効果はあっていると思います。放流貝は種苗生産の段階でワカメばかり食べているので、貝殻にグリーンマークが付きます。漁協によっては放流調査を行っています。海域により、放流貝

が全く見つからない地域もあれば、一方でほとんど放流貝という地域もあります。海域の環境まで調べていませんが、海域の状況によって放流効果は大きく異なると思います。

草野委員 私自身、放流効果は上がっていないと思う。離島再生交付金で放流しても、効果はほとんど上がっていない。放流効果が上がっていれば効果を教えて欲しい。

熊川会長 先程のご意見と似ていると思う。放流しても環境が変化しており、磯焼けが進んでいる。

石田主任技師 直近ですと、アワビの場合は海域に大きく左右されますが、混入率は10～34%程度の効果を得られている海域もあります。

吉村委員 ヒラメは有明海等での拠点放流を今後も継続するのか。有明海等で放流したら、五島海区でも獲れるということで、五島海区の予算を全部持って行って放流を始めた。

最近では報告もない。実態調査はどうなっているのか。

石田主任技師 ヒラメの共同放流強化支援事業では五島栽培漁業推進協議会にもご負担を頂いて、有明海、橘湾、大村湾での集中放流を令和2年度まで実施しました。本事業は終了しましたが、放流効果調査は五島栽培漁業推進協議会、普及指導センターにも協力を頂いて、継続して実施しています。

吉村委員 報告だが、昔はあったが、今はない。費用対効果も含めて、どうだったのか。

熊川会長 今まで放流してきた結果を総括したら、どうなるのか。

石田主任技師 結果を総括しますと、3海域(有明海、橘湾、大村湾)で集中放流した方が五島海区でも、放流効果が高いだろう、ということは分かりました。

放流したヒラメは大きくなると、県をまたいで移動します。他県放流分も本県で漁獲されることを踏まえて、混入率は20%を超える高い放流効果が得られています。

吉村委員 上五島水産業普及センターは水質調査を昔：月1回していたが、今：2カ月に1回になっている。予算の削減が理由と聞いている。真珠漁場では

ここ2～3年、へい死がひどい。これは全国的な問題だが、動物や植物プランクトンの数とか、海水の流れとかは海域で微妙に異なる。水質調査は、今こういう大変な時期なので、月1回でも不十分である。予算を削減されたでは納得できない。予算を増やして欲しい。

吉村委員

年間を通じて「いつも」調査して欲しい、という訳ではない。時期を集中して、調査をして欲しい。6～7月にアコヤ貝のへい死が多いので、上五島水産業普及指導センターに今年6月、緊急的に調査をしてもらった。

1つの湾の中に複数の真珠業者がいて、皆、調査回数を増やして欲しいと思っているが言わないだけである。水産庁に行って、予算を取ってきて欲しい。

事務局

私どもの方から明確な話はできませんが、お話はお伺いしましたので、漁港漁場課の担当班へ相談させていただきます。

太田会長代理

種苗放流と同時進行で、環境調査は怠ってはいけない。環境調査は継続していかないといけない。私は20年程前からその話をしている。各地区でデータをきちんと取っておかないと、物が言えない。現実性のあるような方向に、水産業を持っていき、活性化を図る必要がある。国民の税金を投入しているのだから、その辺を考えながらやっていく必要がある。

吉村委員

魚類はエサを毎日やって、魚体が大きくなる。アコヤ貝の餌はプランクトンであり、プランクトンの量が成長に大きく影響してくる。与えられた餌を食べれる分けではない。

アコヤ貝のへい死は全国的な問題である。最近では五島でもへい死がある。調査を細かくして、養殖業者へデータを提供して欲しい。

事務局

病気の問題なのか、餌の問題なのか、環境が問題なのか、総合的な調査が必要ということですね。

吉村委員

大きい予算ではなくても、小さい予算でも有難く思えることがある。

熊川会長

説明の中で、放流尾数が予算の関係もあり、減少傾向とのことだが、予算は国・県・市も含めてのことか。

石田主任技師

国においても栽培漁業は資源管理の一環ということで、国の流れは漁獲管理の方向性に依っています。第7次(6年前)の時からその方向性は打ち

出されていましたが、第8次ではより強く記載されていますし、予算は付きづらい状況、と国から聞いています。本県でも栽培漁業の予算は減少傾向という状況です。ヒラメの放流は令和2年度で終わり、クエの放流は令和4年度で終期を迎えます。しかし、必要な予算については引き続き、予算確保に向けて努力して参りたい考えです。

草野委員 放流だけでなく、環境調査が重要との意見が出された。この事業の中で、環境調査は出来るのか。

石田主任技師 今の予算のメニューの中で環境調査は実施できない。今後、予算を確保する際に、環境調査を入れることは検討出来るかもしれない。

吉村委員 この予算ではなく、別の予算を取ってくれば良い。環境調査のデータは皆、欲しがっている。アコヤ貝のへい死が続いている時期に、2カ月に1回という調査は考えられない。

草野委員 環境調査はここで出来る、出来ないの話ではない。他の部署での環境調査も含めて、そのデータの使用を考えながら、放流事業もした方が良いのではないか、という意見である。

自分の所で実施しなくても、普及センターが実施したもの等、様々な環境調査のデータを揃えて、事業は実施すべきである。

この予算の中で環境調査をするのではなく、環境調査のデータを頂いて、そのデータを加味しながら、環境調査のデータは公表しながら、事業を実施していけば、他の所でも利用できるメリットがあるし、放流効果の説明も付くから、こういった問題は重要である。

田端委員 予算が厳しくなって、放流数も減ってきている。種苗ごとに効果を検証して、このような形に減らしていると思うが、予算が少なくなったら、逆に魚種を集約して、本当に増やしたい魚種に重点化すべきという考え方があるのではないか。

次に、放流に対して、どのような効果目標を立てているのか。例えば、こういった目標のために、これだけの放流が必要とか。また、費用対効果はどうなのか。

石田主任技師 1点目ですが、限られた予算の中で、効果があるものに重点化を図るべきではないか、とのご意見だったと思います。田端委員のご指摘のとおり、効果のあるものへ重点化を図るべきで、この計画の中でも位置付けていき

たいと考えています。

2点目ですが、放流効果の目標が定められているのか、それによって種苗放流数が設定されたのか、についてですが、種苗放流数は現状規模の維持を目標として、直近の実績（過去3ヶ年の種苗放流数の平均値、令和2年度の種苗放流数）としています。現状の放流数でも、混入率が1割程度あれば、漁業者の実感として効果がある、という考え方に第7次の計画からなりました。現状の放流数でも、混入率1割以上を見込める魚種が多かったので、現状の規模をなるべく減らさないように維持していきましょうということで、この放流数を目標として位置付けています。

田端委員 現状の放流数で事業効果がある、ということですね。

石田主任技師 ご指摘のとおりです。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第2号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第2号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長 続いて、
第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料34ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
(諮問文朗読)
(資料説明)

熊川会長 ただいまの第3号議案の説明に、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 資料56ページのブリの資源評価について、MSYを下回っていると、水研センターは言っている。水研センターのデータの中で、漁獲されているブリの3分の2は未成魚であり、親魚ではない、という判断でMSYを下回っているという評価結果になっている。長崎県もそのように考えているのか、どうなのか。

長崎県で漁獲されるほとんどのブリは、2歳以上・3kg以上の成魚である。3kg未満の漁獲は少ない。なのに、漁獲されているブリの3分の2は未成魚で、親が少ないから、全国ではMSYを下回る評価となっている。それに対して、長崎県は抵抗しないのか。

長崎県で水揚げされるブリのデータは、長崎県が持っている。長崎県のブリの漁獲量は全国有数である。親がないということで、来年のTACに影響してくるのに、長崎県が抵抗しているのか。

石田主任技師 ブリのTACに係る資源管理手法検討部会（東京都で開催）に草野委員もご出席頂いて、議論を行った件だと思います。

ブリは、日本全体で1系群で扱っています。カタクチイワシとかマイワシとかは日本海とか太平洋とか、系群ごとに分けて資源管理をしています。

草野委員がおっしゃるとおり、長崎県では小型サイズを獲っていない、というのが一方、日本海側では小型サイズを獲っている状況があるようです。日本全体の状況を見ると、国の研究機関は、先ほど草野委員がおっしゃられたとおり、未成魚の漁獲圧が高いので、ということを知っていると聞いています。

ブリの資源評価は今年更新されると思いますが、県総合水産試験場の方が、国の研究機関と共同で資源評価をしていることと思います。もし、実態と大きくかけ離れた評価が行われるようなことがあれば、もちろん長崎県としては違うよ、ということ、まずは水産試験場の方が発言をしていくことになると思います。引き続き国の資源評価の状況をみながら、県として適切に対応していきたいと思っています。またこれは違うのではないかと、ということがあれば、ご意見等を頂いて、今の現場の状況を把握させて頂きたいと思っています。

草野委員 国の指針は分かるけれども、資源が低く抑えられて、漁獲制限が掛かる可能性があるので、ブリは意見を言って欲しい。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）につきまして、諮問原案どおり、として差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第3号議案を終了します。

熊川会長 それでは、第4号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料58ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
（諮問文朗読）
（資料説明）
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

熊川会長 ただいま、第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

吉村委員 もり・やすで、違反があった場合、罰則とかは付いているのか。

事務局 罰則はあります。通常の罰金とは少し違いますが、科料1千円から1万円で、通常の漁業関係の違反と比べると安いです。ただし、これも刑罰の一種であって、遊漁者が違反して捕まれば、前科が付くことになります。

吉村委員 現行犯逮捕か。

事務局 ご指摘のとおり、現行犯逮捕になります。
今までも現行犯で捕らえたことはあるのですが、先ほども申しましたと

おり、やすの定義がハッキリしていないので、海上保安庁とか警察も捕まえたのはいいけど、送致できるかどうかで悩むところがありました。今回そこをハッキリさせて、発射装置を有するものは一斉違反ですよ、ということを確認化しようとするものです。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第4号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第4号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第4号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することに決定します。

熊川会長 それでは、第5号議案 五島海区漁業調整委員会指示について を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料63ページをご覧ください。
長崎県海面利用協議会から、答申文が届いていますので、朗読させていただきます。
（答申文朗読）
（資料説明）
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第5号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第5号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第5号議案 五島海区漁業調整委員会指示については原案どおり委員会指示を発動することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

ご異議もないようですので、第5号議案 五島海区漁業調整委員会指示については原案どおり、委員会指示を発動することに、決定します。
以上で、第5号議案を終了します。

熊川会長 続きまして、第6号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料7.0ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

（資料説明）

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第6号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第6号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第6号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 第6号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。

以上で、第6号議案を終了します。

熊川会長 続いて、その他の件、事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

熊川会長 これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員 意見、質問等なし。

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局 特にありません。

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。

お忙しい中のご出席、ありがとうございました。